

平成 27 年度独立行政法人福祉医療機構・社会福祉振興助成
「困窮者の多様さに対応可能な資源の開発事業」報告書

I、27 年度社会福祉振興助成事業でみえた困窮の様相 — 生活困窮者支援制度に「次の一手」の必要性	P 3
II、事業の設定と達成度合い	
A、「困窮者の多様さに対応可能な資源の開発事業」とは何か。	P 7
B、助成事業をどのように進めたか	P 10
C、設定目標の達成度合い	P 12
III、電話・メール＋来所相談で何が見えたか。	
A、大阪希望館の電話・メール相談	P 16
B、“ひぽ”への相談依頼	P 28
IV、仮住まい支援を通して見えたもの	P 30
A、大阪希望館の支援ハウス	P 31
B、羽曳野希望館の仮住まい支援	P 37
C、困窮者総合相談支援室 Hippo.（ひぽ）の仮住まい支援	P 41
D、大阪希望館・支援ハウスへの入居支援事例など	P 45
V、中間報告会資料	P 54
A、ふーどばんく O S A K A	P 55
B、東成区自立支援相談窓口	P 59
C、くらしサポートセンター守口	P 62

I、27 年度社会福祉振興助成事業でみえた困窮の様相

生活困窮者支援制度に「次の一手」の必要性

1、事業の概要

一般社団法人大阪希望館、一般社団法人困窮者総合相談支援室Hippo.（ひぼ）、一般社団法人支縁のまち羽曳野希望館と生活保護施設である大淀寮OB会事務局の4団体は、共同して、平成27年度社会福祉振興助成事業を提案し、27年6月から28年3月までの10カ月間の事業を実施することができた。

名称は「困窮者の多様さに対応可能な資源の開発事業」であり、生活困窮者（なかでも住まいを失くしている非定住型の困窮者、失くす直前にある困窮者）に対して、次の支援資源を設置することで、相談を受け止め、それぞれに応じた多様な自立支援を進めていこうとした。

① 大阪希望館ホームページを広告手段にした電話・メール相談

② 3種類3地域の仮住まい支援資源

- a, 大阪市北区に大阪希望館が設置する「おもに若年のホームレス・不安定就労者」への仮住まい資源
- b, 大阪市西成区に“ひぼ”が設置する「おもに単身の高齢者・障がい者・野宿生活者」への仮住まい資源
- c, 大阪府羽曳野市周辺に羽曳野希望館が設置する「おもにDV被害者、家族、女性」への仮住まい資源

2、相談事業から見えた困窮の多様さ

① 大阪希望館での相談では、次の困窮の様相が見えた。

- (1) 広告方法の影響から、40代以下の相談者が90%以上を占めた。20代30代でも生活に困窮している人が多い。
- (2) 定住型の生活困窮者だけでなく、非定住型の生活困窮者も多い。
- (3) 両方の困窮者とも、そのなかには高齢や障がい・病気、家族関係、引きこもり、DVなど、失業や不安定就労以外にも困窮要因も抱えた人たちも一定数見受けられた。困窮者の状態は多様である。
- (4) しかし、やはり不安定就労は、生活困窮とホームレス化の大きな要因である。
- (5) 生活保護や総合支援資金貸付などの要件に合致せず、支援制度のスキマで問題解決が困難な相談者も一定数存在している。
- (6) どのような支援策があるのか知らない人が多い。また市町村(福祉事務所)単位での相談窓口だけでは、他市から元の市に戻ろうとしている人が、適確な情報や相談を得られない実態がある。
- (7) 「住むところがない」人からの相談と「住むところを失くす直前(家賃滞納し退去勧告がすでに出ているなど)」の人からの相談割合は、2対1だった。ホームレス状態においやられる人が次々と生み出されている。

② “ひぼ”にきた相談依頼からは、次の困窮の様相が見えた。

- (1) 70代80代(最高90歳)の相談者が半数を占め、日常の生活状態の維持に困っている人が多い。
- (2) 相談依頼者の70%は、行政や病院、ヘルパー事業所など社会資源からだった。ひとつの社会資源だけでは当事者を支えきれない困窮者も多い。
- (3) 精神疾患があるが未治療や治療中断の影響などで、居宅があっても帰ることができなかつたり、一定の野宿場所から移動できないなどの状態にある人が、まだ多く野宿生活に取り残されている。

大阪希望館と“ひぼ”の相談では、年齢層、困窮状態、相談依頼者の傾向が大きく異なっているが、それだけ困窮者の多様さが広いということになる。同じ生活困窮者でも異なる層を対象にしている団体同士が連携することの意味がそこにある。

3、仮住まい支援から見た支援の難しさ

① 大阪希望館支援ハウスの仮住まい支援

- (1) 入居者の就職後の生活を把握しきれず、行方不明退所者を一定数生み出した。
- (2) 不安定な仕事の繰り返しから安定した仕事に変わる意思を、十分に醸成できない。
- (3) 大阪希望館水準の「集団生活」でも精神的にもたないケースがある。
- (4) 使える支援手段が年々減っている。

② 羽曳野希望館の仮住まい支援

- (1) 困窮家族の中で生じた家族間の問題を解決するには、被害者だけでなく加害者も含めた家族一人一人への個別の支援を全員にする必要がある。
- (2) 当事者を支援する関係機関全体が、バラバラではなく同じ方向で支援する必要がある。

③ “ひぼ”の仮住まい支援

- (1) 女性の相談者が来たとき対応できない場合がある。
- (2) 生活保護受給中のケースは、担当ケースワーカーの了解が必要である。
- (3) 連携できる社会資源が限られており、拡がりをみない。
- (4) 精神疾患や障がいを抱えている人たちに対して、支援者間での方針がずれることがある。

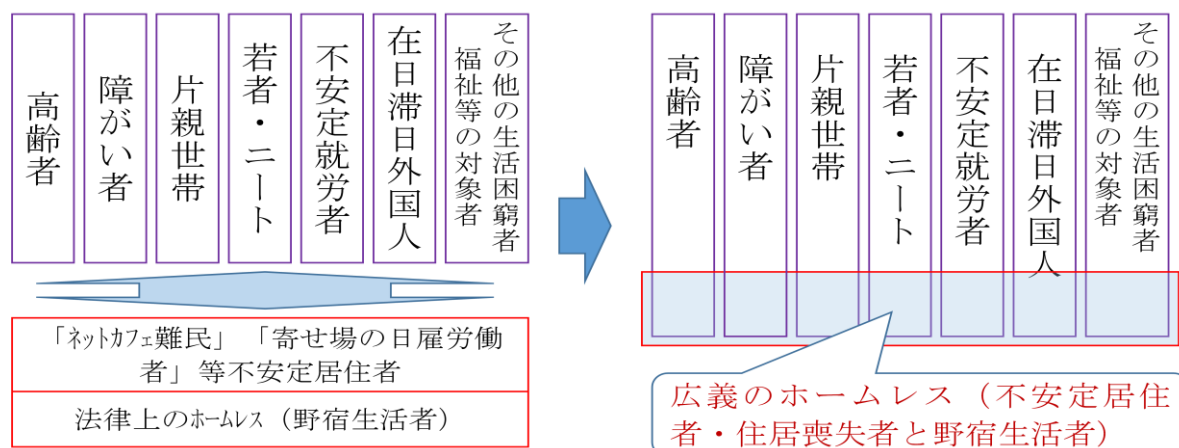
4、生活困窮者支援制度充実への次の一手

① 福祉事務所単位の相談窓口・市町村単位の支援態勢だけでなく、最低都道府県を単位とした広域対応型の相談支援機関が求められている。

家族・企業(雇用形態)・地域といった日本社会全体の変化に起因して、非定住型の生活困窮者(広義のホームレスと言ってもよい)が、大都市圏を中心に一定数確実にいることを見すえた支援策が必要。

また、広域支援機関は、DV被害等から逃れるために、他市町村に移る場合などに、移住先支援機関への引きつぎ調整をおこなうにあたっても有効である。

② 高齢者・障がい者・若者ニート・片親世帯・不安定就労者の中には、定住非困窮者・定住型困窮者とともに、「ネットカフェ難民」やホームレスといった非定住型困窮者が含まれているとの施策認識に基づいた支援策の組立が求められている。

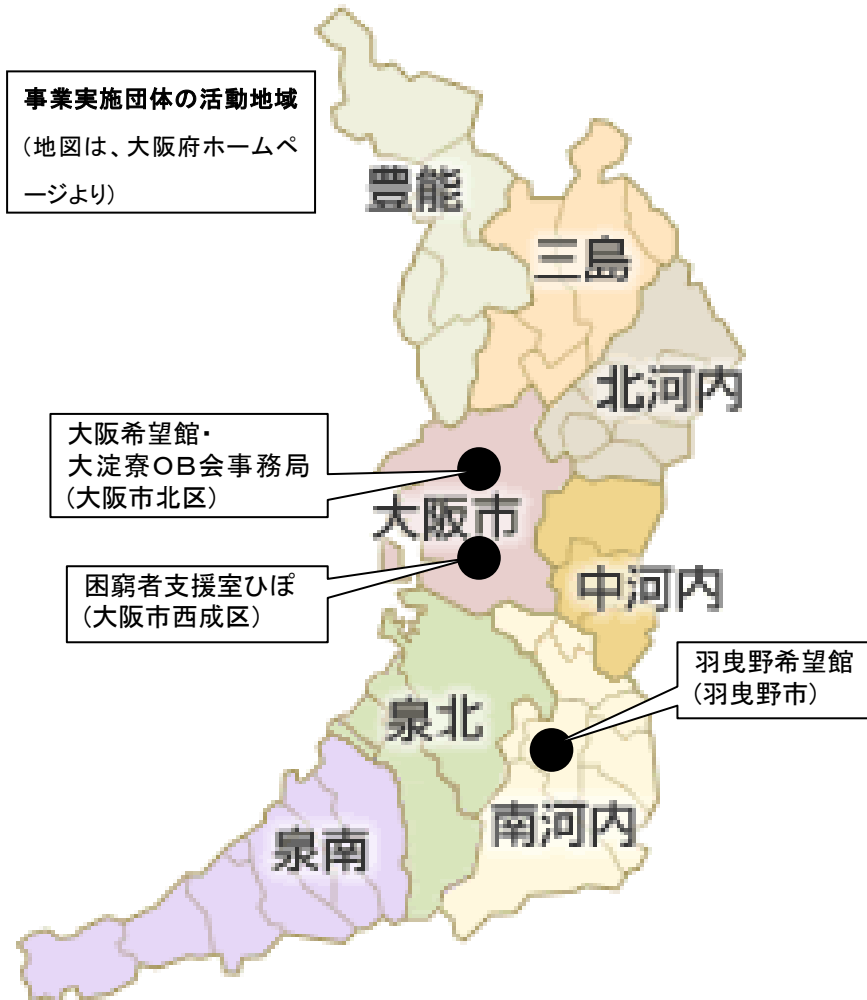


③ 非定住型困窮者も多様化しているため、「住まいを失っている場合はどこどこへ」という画一的な一時生活支援事業ではなく、支援受け入れ先を多様化することで、それぞれの状態に適した自立支援を行えるようにすることが求められている。

たとえば、大規模支援施設に集約するのではなく、大都市部でも小規模シェルターを対象者毎に複数設置する、高齢者や障がい者、若者ニートなどの支援を行ってきた施設や団体に、少人数ずつの受け入れを依頼するなど。

④ 精神症状がまだ安定しきっていない人でも、生活保護受給者でも使える緊急避難場所の設置が求められている。

「二重給付の排除」という視点から、生活保護受給中であれば、困窮した場合でも、身を守るために居宅に帰れないなどの場合でも、十分な対策が採られていない。生活全般の再評価をおこなうことで、その人に必要な社会資源をコーディネートしなおすための緊急避難場所があれば、生活保護受給中の生活破綻や再野宿・失踪などを減らすことが可能になる。



大阪希望館・支援ハウス(個室7室＋談話室)



談話室



居室(個室)

羽曳野希望館シェルター
(ハイツ形式の2DK2戸)

ダイニング・キッチン



入口



居室 2 間



困窮者総合相談支援室Hippo.(ひぽ)シェルター
(サポーターハウス＝支援付共同住宅内の個室 2 室)

メゾン・ド・ヴュー・コスモ
内の 2 室を借りています。

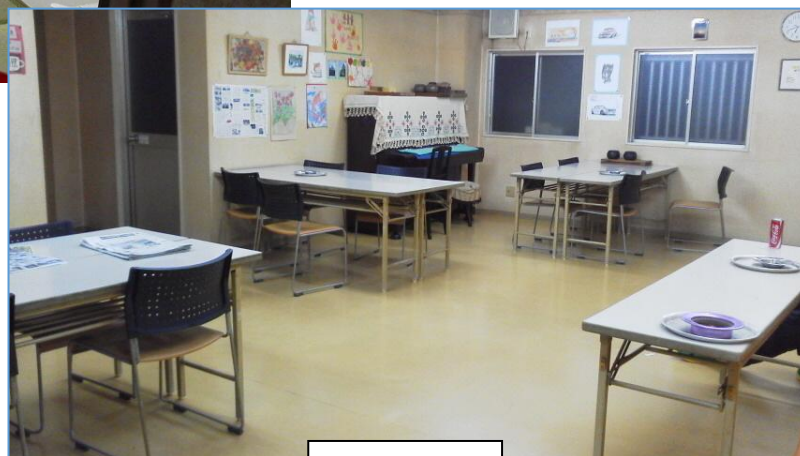
居室(個室)



談話室・浴室(共同)は広く、
館内はバリアフリーです。

玄関にはスタッフ詰所があり、
生活上の困りごとを相談
できます。

談話室



Ⅱ、事業の設定と達成度合い

A、「困窮者の多様さに対応可能な資源の開発事業」とは何か。

1、事業提案をおこなった問題意識

独立行政法人福祉医療機構による平成 27 年度社会福祉振興助成において、私たちが「困窮者の多様さに対応可能な資源の開発事業」を提案したのは、次の問題意識からだった。

「大阪希望館で支援してきた若者や、大阪市西成区(釜ヶ崎)の困窮者総合相談支援室 Hippo. で、日常的生活支援をしてきた、単身で高齢・認知症や障がい・疾病をかかえる人たちは、非定住型生活困窮者(なかでも住居喪失困窮者)である。この人たちの特徴は、「地縁・血縁・社縁」と言われる社会的なつながり(関係性の根っこ)が断ち切られて、そこから排除されてきたことにある。特に、地方や地域から排除されて「根無し草(根っこを断ち切られた存在)」となった人たちは、東京・神奈川・愛知・大阪と言った大都市部へ流入し、そこで流浪せざるをえなくなる。こうした人たちは、仕事や収入と住まいを得るだけでは、社会的なつながりを取り戻すことができずに孤立し続け、その結果ふたたび仕事や住まいを失ってホームレスや「ネットカフェ難民」状態に戻ってしまう危険性が高い。

これらの人たちの、どういう仕組みで受け止めて、どう支援を通して、地域社会の一員として再び「根っこ」を生やしていけるかが、生活困窮者支援において大きな課題であると認識している。」(応募書類より)

本事業で、私たちは「非定住型生活困窮者(または非定住型困窮者)」を次のように定義してみた。

「大都市部で流浪せざるをえない生活困窮者を「非定住型生活困窮者」として定義し、その中でも現に住まいを失っている人を「住居喪失困窮者」として表現する。

「住居喪失困窮者」とは、主に「ホームレス(野宿・路上生活者)」や「ネットカフェ難民」と呼ばれてきた人たちである。
「非定住型生活困窮者」とは、住居喪失困窮者とともに、派遣労働者や仕事を求めて住まいの場所も形も変えざるを得ない人たち、また経済的困窮のため安定した住まいを持ってない人々を指す。」(応募書類より)

2、「現状と課題」の認識

その上で、次の諸点の課題があると認識していた。

「1、非定住型生活困窮者(中でも住居喪失困窮者)の相談を受け止めるには、広域的でスキマ対応型の相談窓口が必要である。

27 年度から、OSAKA チャレンジネット(住居喪失不安定就労者支援センター)が、生活困窮者支援制度の成立と引き換えで廃止されたが、住居喪失困窮者への広域型スキマ対応型の相談支援機関がなくなれば、住居喪失者への支援は大きく後退してしまう懸念がある。

OSAKA チャレンジネットには、次の意義があった。

- ① 大都市部には、「ネットカフェや深夜営業店等を転々とする困窮者」や、「寮付派遣を辞めた、あるいは契約が終了して寮を出た困窮者」などが多く存在している。非定住型生活困窮者は、仕事や収入のために大都市部内部あるいは大都市部間を、比較的短期間で移動しているため、地域社会や基礎自治体単位では把握しにくい現状にある。上記のような住居喪失困窮者は、なおさら把握しにくい。当事者もまた、定住型住民を対象にした基礎自治体には相談しにくい傾向にある。チャレンジネットは、大阪府内全域を対象にし、しかも国が直轄した相談機関だった。そのため、地域で把握できず、基礎自治体には相談しにくい、住居喪失困窮者の広域相談窓口として機能できた。

- ② 大阪希望館など様々な官民の支援資源とつながっていたため、生活保護や総合支援資金など公的福祉をすぐには使えない人たちを、適切なサポート先につなげることができる「スキマ対応型」支援をある程度することができた。」(応募書類より)

「2、非定住型生活困窮者(なかでも住居喪失困窮者)への支援は、定住型生活困窮者への支援よりもきびしい支援環境に置かれている。

非定住型生活困窮者(なかでも住居喪失困窮者)への支援は、既に切れてしまった地域や家族や会社との「つながり＝根っこ」を、新しい鉢の中に、新しい根として生やそうとする支援である。

同じ鉢(地域)のなかで、切れようとしている「つながり＝地域で暮らす根っこ」が切れないようにつなぎ合わせて、再び太く長くする定住型生活困窮者への支援より、次の点がきびしい。

非定住型生活困窮者(なかでも住居喪失困窮者)は、

- ① 地域等から排除されてきた過程で刻まれた、社会や人間への不信、自己肯定感の喪失が根深い。
- ② 依ることができる場所・関係を持っていない。
- ③ 信頼関係が揺らいだり、生活再建の困難さにあたったときに、居場所不明や連絡が取れなくなって支援が途切れる危険性が高い。
- ④ 居住から、就労、生活の様々な課題まで、当事者が生きるためのすべての課題に、まるごと対応していくことが求められる。(どれかがうまくいっても、どれかがうまくいかないと、すべてがゼロに戻る危険性が高い)
- ⑤ 特に、一定の高齢者であれば、長年の路上生活や不安定な仕事・生活・住まいの連続によって体が弱っており、タイミングを間違えれば、路上や救急搬送先、あるいはようやく獲得した住まいで、死んでしまう危険性が高い。

そのため、安心して継続して寝泊まりできる場所＝住居や仮住まいを提供して、心と生活の安心感を醸成しながら、

- ① 現在の状態に至る原因を多方面(学歴、職歴、生活歴、病歴、債務、家族関係、自分や社会に対するとらえ方など)からとらえ、優先順位を間違えずに問題解決を図ること、
 - ② 心や体の状態の変化を敏感に察知して迅速に対処すること、
 - ③ 当事者と支援者・地域との深い信頼関係を形成すること、
- がより求められ、より息が長い丁寧な関わりが必要とされる。

しかし、これらの課題は、生活困窮者自立支援法では、あまり想定されていないと思える。なぜなら、同法は、おもな支援対象者を、定住型生活困窮者においていると思われるからだ。地域にアウトリーチして、定住層のなかで生活に困窮している人たちを早期に発見し、地域で支えていこうとする指向性が強いからである。また、法施策に含まれる一時生活支援事業においても、1 で述べたように、相談窓口が、基礎自治体(福祉事務所設置域)のみを基準にしているため、「(いまだ地域やその周辺にとどまっている)住まいをなくした直後の困窮者」を主な対象にしていると推測できるからである。」(応募書類より)

「3、住居喪失困窮者の様態は多様であるため、その多様な状態に応じて適切に支援できる役割分担が必要であり、その上で同一支援対象者に共同支援することが必要である。

「ホームレス」あるいは「住居喪失者」といっても、身体的・精神的・経済的状态や経歴、かかえている課題は、それぞれ異なっている。

例えば次のような状態である。

- ① 単身で高齢・認知症や障がい・依存症・慢性疾患などがある人。
- ② 若くて労働能力はあるが、メンタル面の弱さや低学歴などのため、ていねいな就労と生活の支援が必要な人。
- ③ それらに多重債務等が加わっている人。
- ④ DV から逃げてきたり、母子世帯で仕事も安定した住まいもない人。など。

さらに近年は、住居喪失や就職や生活の困難要因に、低学歴や成育環境だけでなく、知的障がいや発達障がいの境界域や精神疾患を抱える傾向が目立つようになってきた。」(応募書類より)

「住居喪失困窮者には、「住まいがない」ということだけで一括りにできない多様さと、「安定した住まいがない＝地域への根がない」という定住層とは異なる特徴を併せ持っているため、画一的な住居支援だけでも、縦割りにされた福祉施策だけでも課題を解決できなくなってきてい

る。困窮の状態や原因、課題は多種多様で複合的な場合が多く、「失職したから」「病気だから」「頼れる家族・親族がいないから」という理由だけの方が少ないといえる。

そのため、抱えている状態の大まかな傾向毎に、適切に対応できる支援が必要である。それをおこなうには、それぞれの傾向毎に、支援の蓄積やネットワークを有する支援者が、仮住まいを提供したうえで問題の解決を進める「主たる支援者」になる必要がある。そのうえで、それぞれの得意領域（例えば医療・日常生活支援領域、就労支援領域、地域との関係形成領域など）の支援を、同一の支援対象者に共同しておこなっていく態勢が必要である。

そうして、具体的に丁寧に、しかも支援を要するあらゆる課題と一緒に解決していく道程を踏むことによってのみ、住居喪失困窮者が、排除されてきた過程で失った社会や人間への信頼と自己肯定感を取り戻し、新しい地域でふたたび「根っこ」を生やしていくことができるようになる。

だが、それらに対する行政対応は次の限界にとどまっている。

- ① 住居喪失生活困窮者への支援策は、特に大阪府・市においては、「画一的な基礎支援」にとどまっている。（ホームレス自立支援センターへの入所か生活保護か、の二者択一で、「それぞれの状態や特性に応じたきめ細かな支援」を目的にしない施策。）
- ② 各福祉分野においては、画一的に高齢者、障がい者、母子、若者といった縦割りで施策が運用されている。高齢者、障がい者、母子、若者などの中での生活の困窮度合いや、そこに至る要因、安定した住まいを持っているかないかなどの違いには対応できない。つまり、対象制度に直接かかわる要素以外の要素には注目しない制度になっている。

そのため、民間支援団体が先行して、それぞれの得意分野の支援資源の拡充と新しい支援資源の開発を進めながら、網の目型の個別支援ネットワークを形成していくことが求められている。」（応募書類より）

3、助成事業を活用した課題の解決

それらの課題を解決していくために、平成 27 年度（事業実施期間平成 27 年6月～28 年 3 月）においては、次の課題で成果を出したいと考えた。

「1、どこに相談すればいいのか、どういう支援制度があるのか、それは自分に適応されるのかが分からない非定住型生活困窮者、特に住居喪失困窮者のための、広域対応型・スキマ対応型の電話相談および E メール相談を継続させる。」（応募書類より）

「2、非定住型生活困窮者、特に住居喪失困窮者の多様さに適切に対応して、総合的継続的に支援できるノウハウを持つ民間の支援資源（特に仮住まい支援）の充実をはかる。

- ① 【継続事業】 住居喪失の若年困窮者には、大阪希望館が支援ハウス・ホープ（仮住まい）を提供して、就労訓練・求職活動支援・生活相談・就労収入等による住居確保支援という「再出発支援」を続ける。それに加えて、大淀寮 OB 会事務局と密接に連携して、入居の若者同士、卒業者同士、卒業者と入居者がはげましあい、さらに地域の住民と入居者・卒業者が支えあう仕組みに強めていく。

特に若年の困窮者のうち、メンタル面が弱かったり、人間関係作りが不得手な人は、個室で落ち着ける空間と、寂しさをまぎらわせたり他人と交流できる談話室のような共有空間をあわせもつ支援策が必要になる。特に自立支援センターのような集団生活の空間には耐えられない（求職活動にも集中できない）人が多いからである。

- ② 【準継続事業】 単身高齢者・単身障がい者のうち、生活保護への阻害要因を解決しなければいけない要支援者には、困窮者総合相談支援室 Hippo が、問題解決支援と生活保護につながるまでの生活支援付宿泊支援を、支援付共同住宅（サポータティブハウス）において実施する。昨年度までは、簡易宿泊所への宿泊支援だったが、サポータティブハウスという 24 時間の見守り支援ができる資源を活用させてもらうことにより、生活支援がなければ単独での居宅生活が困難な人に対しても、支援開始初期や生活保護申請前から総合的支援

を充実させて行うことができるようになる。

③〔新設事案〕母子およびDV被害者、夫婦ホームレス層には、羽曳野希望館が緊急宿泊シェルターを開設する。羽曳野市は大阪市都心部へもアクセスはいいが、少し南東に離れている分、所在を秘匿する必要がある人にとっては安心しやすい環境にある。また、地域の社会福祉協議会や子育て支援若者支援等のグループとの連携も強く、地域で温かくフォローしてくれる利点がある。〕(応募書類より)

「3、それぞれの団体の特性を生かした、同一支援対象者への多面的な共同支援を拡充させる。

・同一の支援対象者を共同して支援するためのケース会議(支援連携会議)を定期的に開催する。〕(応募書類より)

B、助成事業をどのように進めたか。

福祉医療機構に提出した事業計画に沿って、次のように進めた。

1、電話相談・メール相談

〔目的・内容〕相談先や解決方法がわからない生活困窮者(とくに非定住型困窮者)に、広域型スキマ対応型で、活用できる社会制度や活用方法などをアドバイスし、必要な場合は連携団体等での支援につなげる。

〔実施体制〕

- ・電話相談は、日祝(盆・年末年始の一部)を除く10:00～17:00に受け付け、メール相談は随時対応した。
- ・主な対象者は、「住まいを失くした人・なくしそうな人」とし、実相談者数を150人、延相談回数を250回を目標とした。
- ・公告方法は、大阪希望館ホームページで告知する方法とした。
- ・常勤スタッフが相談支援で出かける間の電話相談等が途切れないようにするため、週3日10:00～16:00(休憩12:00～13:00)の5時間、電話相談員1名を非常勤で配置した。

2、非定住型生活困窮者(なかでも住居喪失困窮者)の多様さに対応可能な支援資源の拡充(仮住まい資源の確保)

〔目的・内容〕非定住型生活困窮者(なかでも住居喪失困窮者)それぞれの多様な特性と状態に、適確に対応して総合的継続的に支援するための前提として欠かせない仮住まい(居住支援)資源を確保することを、本要望事業の第一の目的とした。

〔実施体制〕

- ・仮住まい提供支援対象者の受入れルートは、大阪希望館が実施する電話相談・メール相談者150人、および、連携団体相互、連携各団体が有するネットワーク(福祉行政や支援資源)からの相談支援依頼100人の合計250人を想定した。
- ・そのうち、60～70人に仮住まい提供をベースにした総合支援をおこなうことを目標とした。

① 大阪希望館

- ・単身の若者層(20代～40代)と、すぐには生活保護も自立支援センターも要件を満たせない「制度のスキマに置かれた」住居喪失困窮者(稼働層)への支援をおこなうために、平成27年6月～28年3月の10カ月間宿泊資源を設置した。
- ・そのために、アパートの個室8室を借上げ、「支援ハウス・ホープ」として、中長期用個室6室、短期用宿泊室(2人宿泊可能)1室、シャワーと洗濯ルーム兼用の談話室1室を運用した。

- ・再出発支援をおこなう人数を、30人(生活保護を使わずに就労収入で自立するために必要な3～9ヶ月の中長期支援15人、生活保護や自立支援センターへの単泊～1ヶ月の臨時宿泊支援15人)を目標とした。

② 困窮者総合相談支援室Hippo. (ひぽ)

- ・ 単身の高齢者・障がい者・野宿生活者に支援をおこなうため、平成27年8月～28年3月の8カ月間宿泊資源(宿泊可能は8月17日から)を設置した。

- ・生活保護を受給できるようになるまでの課題解決・社会資源調整の支援を、16人におこなうことを目標に(もちろん生活保護受給後も継続して当事者をサポートする)、サポーターハウス(支援付共同住宅)2室を借上げた。

③ 大淀寮OB会事務局

- ・ 大阪市北部において、大阪希望館では支援しきれない単身で高齢や障がいの生活保護受給者の生活支援は、大淀寮OB会事務局が担う。仮住まい支援が必要な場合は、大阪希望館支援ハウスの短期用宿泊室を活用する。

④ 羽曳野希望館

- ・ 母子や夫婦・DV被害者への支援をおこなうため、平成27年7月～28年3月の9カ月間宿泊資源(宿泊可能は7月15日から)を設置した。

- ・ 緊急な支援対応をおこなうシェルターとして運営して、母子等9組(18人)に支援をおこなうことを目標に、2DKのハイツ2戸を借上げた。

3、ケース検討会議の開催

〔目的・内容〕 住居喪失困窮者それぞれの多様さに応じた適切な支援をおこなえる連携団体につなぐだけでなく、お互いの強み・弱みを勉強し合い、点検し合うことを通して、さらに多様な状態ごとにも対応でき、連携して支援できるように、支援の質の向上とネットワークの拡充をはかる。

〔実施体制〕

- ・ 共同して支援するケースの支援方針・支援態勢の協議。各団体が有するネットワークや連携支援資源の情報共有。各団体が個別支援しているケースの課題検討・相互学習。これらをおこなうため、原則月1回計10回開催することを目標に、ケース検討会議を設定した。

4、報告会の開催

〔目的・内容〕 生活困窮者の状態や特性の多様さに対応可能な支援資源がなぜ必要なのか、どういう形で作ればいいのかを、支援事例の積み上げと分析を通してあきらかにし、広く問題提起をおこなう。

〔実施時期〕 28年2月中

〔実施規模〕 50人

〔対象者〕 福祉行政関係者および連携支援資源の職員・スタッフ等

C、設定目標の達成度合い

1、電話・メール相談

相談数		媒体		相談依頼者		相談者居住場所	
実数	143	Eメール	78	本人から	105	市内から	88
延数	249	電話	107	友人・親族	8	府内から	36
* 実数＝1日に数回やり取りしても1回		mail＋Tel	4	住民	3	府外から	13
* 延数＝相談のやり取りをした延日数		来所・出張	60	関係機関	27	不明	6

相談数は、平成27年6月1日～28年2月29日までの9か月間で、実相談件数が143件、延相談件数が249件であり、当初目標だった「28年3月31日までの10ヶ月で、実150件、延250件の9カ月経過時点＝実135件、延225件」を上回った。

ただし、“ひぼ”と羽曳野希望館への相談者数は、“ひぼ”で23件23人、羽曳野希望館で5件7人にとどまったため、全体としては[相談者数250人(希望館150人＋その他100人)]の9カ月経過値の77%にとどまっている。

その理由のひとつは、それぞれホームページ等で、電話やメール、来所での相談を受け付けることをはっきりと掲げているわけではなく、相談依頼の多くが(行政もふくめて)すでに連携している機関・社会資源からの依頼だったからだと言える。目標数値の設定の仕方に課題が残ったと言える。

“ひぼ”への相談依頼者		羽曳野希望館	
本人から	6	行政機関から	4
“ひぼ”利用者	1	大阪希望館を通じて	3
行政機関	2		
ヘルパー事業所・地域包括支援センター	4		
病院	4		
地域の社会資源(サポーターハウス等)	4		
大阪希望館	2		

ただし、件数は少ないが、大阪希望館を通じて“ひぼ”へ2件、羽曳野希望館へ3件相談依頼できたことは、電話・メール相談者のうちで、大阪希望館では支援が難しいが、他の団体では支援できる領域の困難課題をかかえた人を、連携団体のネットワークで支援していくことがやりやすくなった成果を示している。(依頼対象者は、“ひぼ”では西成区近隣の障がい者・高齢者、羽曳野希望館では他地域から逃れる必要があるDV被害者だった。)

2、仮住まい資源の確保

大阪希望館では、目標値(10ヶ月で30人、1ヶ月以内15人、以上15人＝9ヶ月で27人、13.5人ずつ)を、すべて達成できているが、全体で見れば、目標値9ヶ月54～63人(10ヶ月で60～70人)のうち、43人で、79.6%～68.3%にとどまっている。

支援居室の稼働率も、大阪希望館では86.9%だが、羽曳野希望館と“ひぼ”では、46.3%と41.6%にとどまった結果、全体としては、73.7%となっている。

その理由としては、次の2点が考えられる。

① 大阪希望館の支援居室は、2009年以降継続しており、関係機関や本事業に直接かかわっている団体以外の連携団体間にも広く知られているが、“ひぼ”と羽曳野希望館は初めての設置であり、まだ十分に知られていない。

② 大阪希望館の電話・メール相談者は比較的年齢層が若く、就労可能者が多い。そのため、高齢者が多いサポーターハウスに設置している“ひぼ”シェルターでは、見守りが必要な高齢者や夜間休日の緊急対応が必要になる精神疾患や慢性疾患をかかえた相談者には適しているが、若い相談者は躊躇する場合が多い。羽曳野希望館のシェルターは大阪府南部の閑静な住宅地の中にあるため、心穏やかに過ごすことができる半面、近隣で仕事を見つけるには制約があるため、就労自立を目指す人にとっては活用しにくい面がある。

ただし、大阪希望館の支援ハウスは、個室であるがアパート建屋の一部の部屋を借りているため、希望館とは関係がない入居者もいること、スタッフが談話室に日祝を除く夕方 4 時 30 分から 9 時 30 分までしか常駐しておらず、支援居室から少し離れた事務所も日祝は休みのため、休日や夜間に緊急対応が生じる可能性がある人は受け入れることができない限界を持っている。

大阪希望館・(27 年 6 月 1 日～28 年 2 月 29 日)

総利用者数	33	男	32	年齢		利用期間	
		女	1	20 代	12	～14 日	12
6 月以前入居～以降卒業		7		30 代	11	15～30 日	2
6 月以前入居～入居中		0		40 代	9	31～90 日	5
6 月以降入居～卒業		20		50 代以上	1	91～180 日	8
6 月以降入居～入居中		6				181 日以上	4

「利用期間」については、総利用者 33 人のうち、28 年 3 月 1 日段階で、卒業または卒業予定が決まっている 31 人を対象とした。

支援居室	7	他に談話室 1 室	希望館卒業時の状況	
延宿泊可能日数	1,918		居宅確保	9
延宿泊日数	1,667		自立支援センター	3
稼働率	86.9%		簡易宿泊所	3
			派遣の寮や社宅	2
			実家に帰省等	5
			知人・友人宅等	1
			不明	4
			3 月 1 日現在希望館在住	6

“ひぼ”と羽曳野希望館

羽曳野希望館		年齢		ひぼ		年齢	
実相談件数	3	20 代	3	実相談件数	23	20 代	0
実宿泊支援者数	5	30 代	0	実宿泊支援者数	5	30 代	1
支援居室	2	40 代	1	支援居室	2	40 代	1
延宿泊可能日数	460	50 代	1	延宿泊可能日数	394	50 代	2
延宿泊日数	213			延宿泊日数	164	60 代	0
稼働率	46.3%			稼働率	41.6%	70 代	1

仮住まい資源どうしの汎用性という点では課題が残ったが、「それぞれの主な支援対象者に適した仮住まい支援資源の設置・運用による多様な困窮者への適確な対応の推進」という事業目的を果たすことはできたと考える。

また、稼働率 40%強という数字は、1 室での運用が難しく、2 室確保しておかなければ対応できないラインでもある。大阪希望館支援ハウスの稼働率は 87%であるが、満室日が(27 年 6 月～28 年 2 月)の全 274 日中 92 日(33.6%)を占めており、その間受入れることができなかった人も多かった。

3、ケース検討会議の開催

当初目標は月 1 回計 10 回だったが、各団体間の時間調整が難しく、28 年 2 月までに 6 回しか開けていない。

〔開催時間・場所〕 18:00 または 18:30 から、大阪希望館事務所で。(ただし、2 月 13 日は 17:00 から豊崎東会館)

〔開催日〕 第 1 回 27 年 7 月 20 日(月)、第 2 回 9 月 21 日(月)、第 3 回 10 月 21 日(水)、第 4 回 11 月 18 日(水)、第 5 回 28 年 1 月 26 日(火)、第 6 回 28 年 2 月 13 日(土)

〔出席〕 主催・共催団体から 1 人ずつ。毎回 4 人。

原因としては、それぞれの現場での支援活動が忙しく、日程調整がつきにくかったことが、開催日程と参加者の少なさに直結している。ケース検討などを通したお互いの支援ノウハウの吸収と底上げという課題と、目の前にいる要支援者への対応との時間的バランスのとり方はきわめて難しい課題だと再度認識している。

4、中間報告会

〔開催日時〕 平成 28 年 2 月 13 日(土) 18:10～20:40

〔開催場所〕 豊崎東会館 2 階ホール(大阪市北区長柄西 1-1-39)

〔テーマ〕 困窮者支援に、いまなにが必要か？

ー制度開始 1 年が近づき、何が見えてきたかを考えるー

〔事業報告・支援事例報告〕 大阪希望館(沖野)、困窮者総合相談支援室 Hippo.(尾松)、支縁のまち羽曳野希望館(渡辺)

〔ゲスト報告者(講師)〕・認定NPO法人ふーどばんくOSAKA 田原俊雄 事務局長
・くらしサポートセンター守口 西田茂生 事業責任者
・東成区自立支援相談窓口 川田健二 主任相談員

〔参加者数〕 35 人(主催・共催団体職員・スタッフ 11 人、その他参加者 24 人)

事業計画で目標とした参加者数 50 名の 70%の参加者数だったが、大阪市内 7 区の生活困窮者相談窓口の担当者と大阪市の生活困窮者支援事業担当者に参加いただき、議論に加わってもらえたことの意味は大きい。

〔参加者アンケートの結果〕

主催団体・共催団体のスタッフ 11 名を除く 24 名全員から回答を得た。

1、この催しを何で知りましたか？

A 希望館からの案内	16
B 共催団体からの案内	3
C ホームページやメールリスト	3
D 知人・友人などから	0
E その他	2

2、あなたのお仕事や活動を教えてください。

A 困窮者の相談支援窓口や生活保護のケースワーカー	8
B 生活保護施設や社会福祉事業の職員やスタッフ(ボランティアふくむ)	0
C 就労支援機関や中間的就労実施団体の職員やスタッフ(ボランティアふくむ)	1
D 労働団体の構成員や困窮者の支援者など	4
E その他(大学教員、病院MSW、社協CSW、青少年保護関係、など)	11

3、この催しに参加して得るものはありましたか？

A おおいに得るものがあった	19
B 得るものはあったが、少し物足りなかった、	4
C あまり得るものはなかった	0
D まったく得るものはなかった	0

無回答 1

その理由を教えてください。

・支援を受ける立場で参加させてもらいました。報告者の方々が支援する立場で、いかに大変な仕事をされているか分かり、うれしく思いました。わたしは〇〇団地で、訪問看護サービスを受けたり、金銭管理を受けております。〇〇団体の報告を聞きたくて、今回やってまいりました。西成だけでなく、北区や東成、羽曳野など他地域の取り組みなど、うかがえて、とても支援の輪が広がっていることを知れてよかったと思います。

・これから先の事業の展開が見えにくい現状だと感じました。相談体制の弱さはかなり深刻。持続的な相談体制をつくるための道筋をどうつくっていくのか？エビデンスと提案が重要だと考えます。

・相談窓口、支援団体の介入されている事例から、貧困困窮者の多様性、支援の難しさを改めて実感し、事実・現実の厳しさを知りました。フードバンク大阪は初めて知りました。

・新法の最近事例について知ることができた。

・大阪希望館、ひば、羽曳野希望館などの報告を聞いたのは得るものがありました。“住まい”については、相談を受ける中でも深刻な課題になります。連携協力を依頼したいです。

・守口市の取り組みを聞いたのがよかった。

・生活困窮者支援事業の具体に触れることができたため。

・他の自立相談支援機関の取り組みがよく理解できました。

・大阪における困窮者支援の実状を学んでよかったです。また、フードバンク、こども食堂の取り組みには感銘を受けました。

・普段聞くことのない内容を多く聞いたので。

・もう少し支援事例等の話を聞かせていただきたかった。

・つなぎ先が増えたのではないかと思います。

・非定住層の広域での相談窓口がほしいと私も思いました。

・実際の支援状況について、もう少し各窓口(自治体)の状況について報告(意見)を聞きたかった。

4、これからもっと知りたいことや主催共催団体への要望があればお書きください。

・28年度は事業受託できれば、新しい取り組みについて考えています。“子ども食堂”についてはフードバンクさんにもご相談、協定を結ぶことも考えていきたいと思います。

・かかわる職員のバーンアウト予防のためのグループワーク。

・一時生活支援事業の各自治体の状況。